

令和5年1月18日

香芝市 市長
福岡 憲宏 様

香芝市議会議長 川田 裕
質問者： 中井政友・

質問状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条の第2項により速やかに回答ください。

令和4年12月5日市議会が終わったあとの議会応接室使用についてお聞きします。

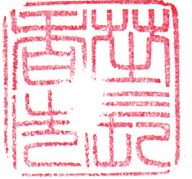
- 問1、庁舎管理規則が11月16日に変更されましたが、その変更は市長のご判断ですか。また、年度途中に変更の理由を教えてください。
- 問2、応接室使用に関して、これまでどのような運用ルールに基づいてなされてきたのですか。
- 問3、市議会開催中、中継傍聴以外の目的で使用する事に対して禁止のルールは、あったのですか。さらに中継傍聴終了後も同様にあつかわれるのですか。
- 問4、青木・中井議員への当日使用についてのとがめは、香芝市庁舎管理規則のどの定め違反したのですか。
- 問5、これまで厳格に事前許可申し込み制で運用されていない限り、管理規則レベルで直接とがめる定めは無いのではないですか。
- 問6、管理規則の禁止行為に当たる、どのような執務や庁舎の秩序に対して妨害・危険行為が具体的になされたのですか。
- 問7、市民と議員との懇談場所が必要と考えますが、どのようにお考えですか。

以上

香管第199号
令和5年2月2日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



質問状に対する回答について

令和5年1月18日付けで香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

問1、庁舎管理規則が11月16日に変更されましたが、その変更は市長のご判断ですか。また、年度途中に変更の理由を教えてください。

(回答)

改正にあたっては、市長決裁により、公布、施行しております。

また、改正の必要があると判断したことから改正を行ったものでございます。

問2から問7につきましては、香芝市庁舎管理規則第3条に定める庁舎管理者によります管理区分になりますので、回答は致しかねます。